

『産休を理由にボーナスがカットされた』

賞与は賃金と異なり、法的な支払い義務はありません。支払うかどうかは会社の任意で有り、利益が出た年だけ支払い、業績悪化で支払いを辞めることも合法です。

ただし、就業規則に「毎年6月、12月に賞与を支払う」と言うような記事があった場合は、労働者と会社の約束ですので支払い義務が発生します。

多くの会社は賞与の支給日の在籍要件を定めていますが、休業中であっても在籍には変わりありません。賞与は一般的には算定対象期間に対して、(1)会社の利益についての貢献度、(2)出勤率、欠勤・遅刻・早退などの回数といった勤務成績などを算定対象としております。

減額されることは違法ではないものの、算定対象期間の一部が産休と重なっていることを理由として、不支給にすることは、男女雇用均等法や育児・介護休業法の定める不利益扱いに該当します。

